

ID: 459

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成18年規則第65号		
【根拠条文】 (変更等の手続) 第6条 建築主は、許可を受けた後に許可申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。 2 建築主は、前条第1項の規定による申請をした後許可を受ける前に、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号の取り下げ届を市長に提出しなければならない。 3 建築主は、許可を受けた後に当該工事を取りやめたときは、様式第5号の取りやめ届に許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日